

## 地域ケア会議の新体系（案）について

### 1 背景

- 地域の高齢者の実態把握を進めるため、平成24年度から「一人暮らし高齢者全戸訪問事業」を実施しているところであるが、今後、「地域包括ケアシステム」の一層の推進に向けては、地域の高齢者の実態把握から見えてくる地域課題に応じて、地域の社会資源を有機的に連携させ、医療・介護・福祉等の様々なサービスが提供できるよう、地域におけるネットワークの充実・強化に重点的に取り組んでいく必要がある。
- そのための有効な手法として、地域課題の把握及びその解決に向けた検討を行う会議である、地域包括支援センターが開催する「地域ケア会議」及び区役所・支所が開催する「区・支所地域包括支援センター運営協議会」の重要性が高まっている。

### 2 地域ケア会議

#### （1）現状

地域課題の把握、地域ネットワークの構築を目的として、地域包括支援センターが主催し、主に学区単位で、地域福祉組織（民生委員、老人福祉員、学区社協）をはじめとする地域の関係機関の参加を得て、各団体の活動報告、情報共有等を行っており、平成25年度は、61箇所の地域包括支援センターにより延べ534回開催している。

また、「地域ケア会議」とは位置付けていないが、支援困難ケースの対応にあたって、地域包括支援センターが必要に応じて隨時、関係者を集め、個別具体的な支援内容の検討を行う会議も実施している。

#### ＜京都市地域包括支援センター運営事業実施要綱（抜粋）＞

##### 第2条（略）

- (1) 地域ケア会議 地域における様々な課題を的確に把握し、援助を要する高齢者の早期発見及び迅速な対応を行うための連携体制を構築するとともに、会議構成員の資質向上を図ることを目的とする会議をいう。

＜主催＞地域包括支援センター

＜開催単位＞主に学区単位

＜構成員＞民生委員、老人福祉員、区社協、学区社協、区役所・支所（福祉事務所）、その他地域によって、介護サービス事業所、医療機関、警察署、消防署 等

＜内容＞・各団体からの活動報告や情報提供

・構成員の課題解決力向上のための匿名での事例検討

・単身世帯高齢者などの見守り活動対象者の状況の情報共有 等

#### （2）課題

- 地域ネットワークの構築に向けた、地域の関係機関による活動報告や情報提供は行えているが、今後、重要性が高まる地域課題の把握及びその対応策の検討には必ずしも十分には取り組めていない。

- 医療機関をはじめとする多職種の関係機関の参加を得ることが必ずしも十分にはできていない。
- 地域ケア会議の運営のあり方に関する意識の共有、統一化が図られておらず、地域の関係機関の取組状況、センターの力量などにより地域差がある。

### 3 区・支所地域包括支援センター運営協議会

#### (1) 現状

地域包括支援センターの適正かつ円滑な運営、公正・中立性の確保を目的として、各区・支所が主催し、医療、介護、福祉に関する各種団体の参画を得て、各センターの事業計画及び事業報告、各センターの事業運営の評価、その他、区・支所単位での連携体制の構築、社会資源の開発等に関する協議を行っており、平成25年度は、14箇所の区役所・支所により延べ39回開催している。

#### ＜京都市地域包括支援センター運営協議会設置要綱（抜粋）＞

（所掌事務）

第11条 区・支所運営協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 包括支援センターの事業に関する計画及び報告
- (2) 包括支援センターの事業運営の評価
- (3) 地域における連携体制の構築、包括支援センター事業を支える  
地域資源の開発等に関する次に掲げる事項
  - ア 地域ケア会議等で明らかとなった課題等の検討
  - イ 地域密着型サービス事業者その他の地域資源の活動支援に関すること
- (4) 地域の保健医療福祉サービスについての情報収集
- (5) その他地域包括ケアに関する事項であって区・支所運営協議会が必要と判断した事項

＜主催＞区役所・支所（福祉事務所）

＜開催単位＞区・支所単位

＜構成員＞地区医師会、介護支援専門員会、老人福祉施設協議会、老人クラブ連合会、認知症の人と家族の会、区社会福祉協議会、区民生児童委員会、地域介護予防推進センター、保健センター、消防署  
※地域包括支援センターは報告者として出席

＜内容＞・各センターの事業計画・事業報告  
・各団体からの活動報告や情報提供 等

#### (2) 課題

センターの事業計画及び事業報告に関する協議は十分にできているが、地域ケア会議を通じて明らかになった地域課題の集約・情報共有、地域課題への対応に向けた区・支所単位での連携体制の構築、社会資源の開発等に関する協議は必ずしも十分には取り組めていない。

### 4 国の動向

- 国においては、平成25年3月に厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」に、地域包括ケアシステム構築に向けた手法として、地域ケア会議を設置・運営することが明記され、各市町村の積極的な取組が求められている。

○ さらに、平成26年2月12日に国会に法案が提出された介護保険制度改革の一項目にも、「地域ケア会議の推進」が掲げられており、今後は、平成27年4月施行予定の改正介護保険法において位置付けが明確化される見込みである。

○ 厚生労働省通知「地域包括支援センターの設置運営について」において示されている地域ケア会議の定義・目的・機能は以下のとおりである。

＜定義＞ 地域包括支援センター（又は市町村）が主催し、設置・運営する「行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議体」

＜目的＞ 個別ケースの支援内容の検討による課題解決を出発点として、高齢者個人に対する支援の充実を実現するとともに、地域課題を抽出し、その地域課題を解決していくことで、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図ること

＜機能＞ 「①個別課題解決機能」、「②地域包括支援ネットワーク構築機能」、「③地域課題発見機能」、「④地域づくり・資源開発機能」、「⑤政策形成機能」の5つの機能

#### ＜地域ケア会議の5つの機能＞

##### ① 個別課題解決機能

個別ケースの課題解決及び課題解決を通して地域の関係機関の課題解決力を高める機能

##### ② 地域包括支援ネットワーク構築機能

個別課題や地域課題を解決するために地域の関係機関の相互の連携を高める機能

##### ③ 地域課題発見機能

個別課題の解決や地域の現状等から判断し、解決すべき地域課題を明らかにする機能

##### ④ 地域づくり・資源開発機能

地域課題を解決するために、インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど必要な地域資源を地域で開発していく機能

##### ⑤ 政策形成機能

地域課題を解決するために優先順位や利用可能な地域資源等を検討し、地域に必要な施策や事業の立案・実施に繋げる機能

○ 地域ケア会議とは、個別ケースの支援内容の検討を始点として、政策形成まで繋げていくための会議の総称であり、地域の実情に応じて、参加者や設置範囲の異なる複数の会議を組み合わせ、全体としてすべての目的・機能を果たせるよう整備することが必要とされている。

## 5 地域ケア会議の新体系（案）

地域ケア会議の主たる機能に応じて個別ケースの検討を行う地域ケア会議と地域課題の検討を行う地域ケア会議に大きく区分する。

これまでから地域包括支援センターが実施してきた個別ケースの支援内容を検討する会議を「①個別課題解決機能」を主に発揮するI 個別ケースの検討を行う地域ケア会議（「個別支援地域ケア会議」）として明確に位置付けるとともに、学区単位での地域福祉組織との連携体制を構築するための地域ケア会議についても、「①個別課題解決機能」はもとより、「②地域包括支援ネットワーク機能」、「③地域課題発見機能」を有効に発揮するII 地域福祉組織中心の地域ケア会議（「見守り促進地域ケア会議」）として継続的に実施していく。

さらに、「③地域課題発見機能」、「④地域づくり・資源開発機能」、「⑤政策形成機能」を有効、効果的に発揮していくために、多職種の関係機関と連携した地域課題の検討を行う地域ケア会議を地域包括ケアシステムの核となる日常生活圏域レベルから、区・支所レベル、市レベルまでの各階層で有効に発揮するとともに、相互に情報共有・連携・支援を行えるよう機能別、エリア別に再構築する。

特に、日常生活圏域レベルにおいては、地域包括支援センターが主体となって地域課題の解決に向けた多角的視点からの支援ネットワークの構築、地域資源の把握・情報提供・開発を進めていく必要があるため、すべての日常生活圏域においてIII 地域課題の検討を行う地域ケア会議（「多職種連携地域ケア会議」）を実施していく。

また、IV 区・支所地域包括支援センター運営協議会を区・支所レベル、V 京都市高齢者施策推進協議会を市レベルでの地域ケア会議として位置付け、地域包括支援センターが主催する地域ケア会議において明らかになった地域課題を集約し、組織的・効果的な支援ネットワークの構築、地域資源の把握・情報提供・開発（区、市での事業化等の政策形成機能）の強化を図っていく。（別紙1、2参照）

## 6 今後のスケジュール

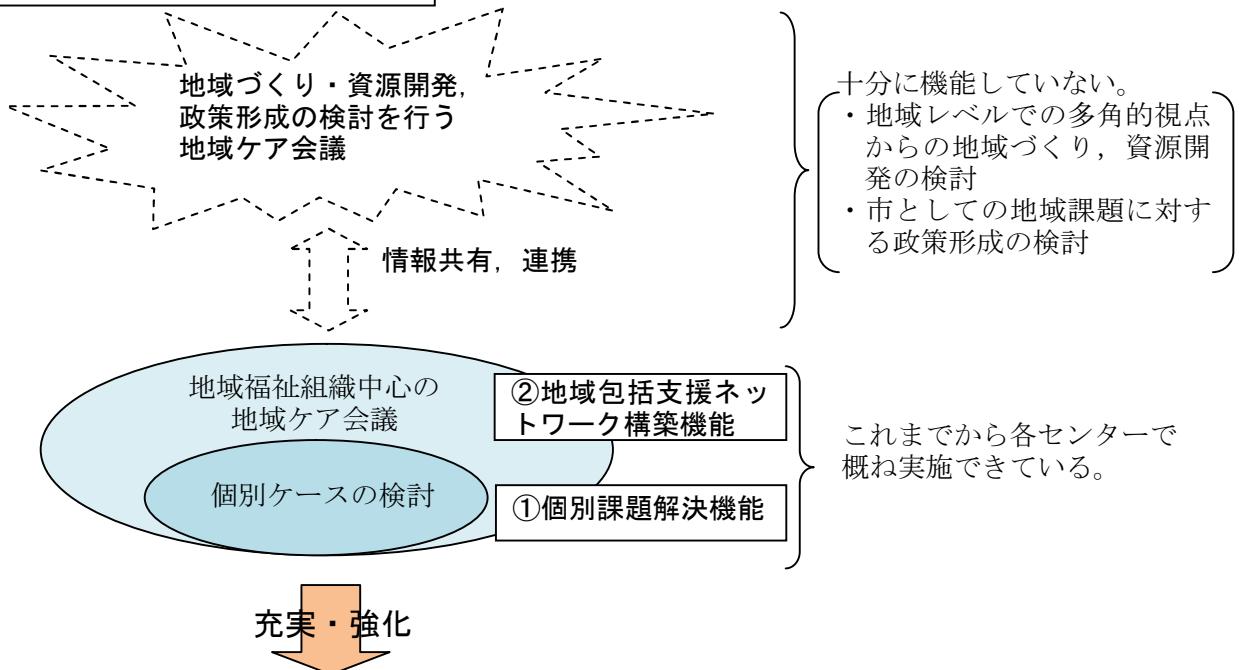
地域ケア会議の新体系を「第6期京都市民長寿すこやかプラン」（平成27～29年度）の中で位置付け、平成27年度から日常生活圏域レベル、区・支所レベル、市レベルで確実に実施できるよう取り組む。

平成26年度については、主にIII 地域課題の検討を行う地域ケア会議（「多職種連携地域ケア会議」）の開催に向け、地域ケア会議の会議内容、機能、構成員等の基本部分を定めた地域ケア会議の運営指針を策定したうえで、構成機関への参加依頼や「第6期京都市民長寿すこやかプラン」のニーズ調査結果等の提供等を通して、地域包括支援センターの支援を行う。

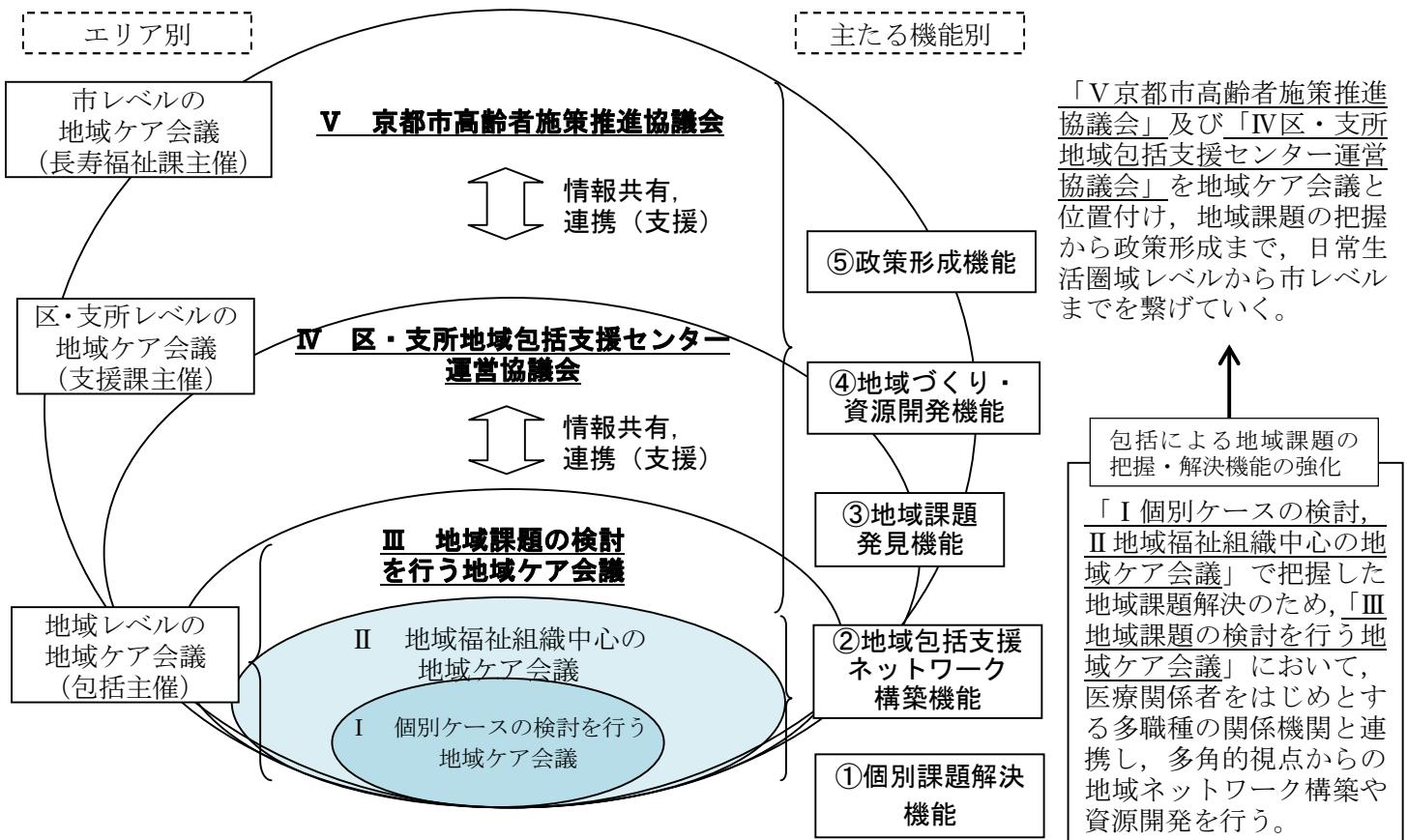
## 地域ケア会議の新体系（全体イメージ）

別紙1

### これまでの地域ケア会議の体系



### 新たな地域ケア会議の体系



## 地域ケア会議の新体系（全体像）

主たる機能	会議	会議内容	会議 主催者	会議構成員	
個別 ケースの 検討	【① 個別課題解 決機能】  【② 地域包括支 援ネットワーク構 築機能】  【③ 地域課題発 見機能】	I 個別ケースの検討を行 う地域ケア会議  【個別支援地域ケア会議】  【継続】	・現在関わっている支援者が困難を感じているケ ース ・支援が必要と判断されるが支援に繋がっていない ケース等に対する個別支援内容の検討	地域包括 支援セン ター	・現在関わっている支援 者 ・今後関わって欲しい関 係者 ・助言・指導の役割を担 える関係者
		II 地域福祉組織中心の地 域ケア会議  【見守り促進地域ケア会議】  【継続】	・各関係者からの活動報告や情報提供 ・会議構成員の課題解決力向上を目的とした匿名 での事例検討 ・単身世帯高齢者などの見守り活動対象者の状況 の情報共有		・地域福祉組織（学区民 協、学区社協） ・その他、地域ネットワー ーク構築のために必要な 関係機関
		【日常生活圏域レベル】  III 地域課題の検討を行 う地域ケア会議  【多職種連携地域ケア会議】  【新規】	・個別ケースの課題解決等により蓄積した地域課 題の把握、整理、分析、情報共有 ・地域の多職種の関係機関と連携し、地域に必要 又は不足している社会資源（インフォーマルサ ービス）の開発、ネットワークの構築の検討		日常生活圏域レベルの多 職種の関係機関の担当者 等
地域 課題の 検討	【③ 地域課題発 見機能】  【④ 地域づくり・資源開発機能】  【⑤ 政策形成機能】	【区・支所レベル】  IV 区・支所地域包括支援 センター運営協議会  【継続】	・日常生活圏域レベルで開催する「地域課題の検 討を行う地域ケア会議」の取組支援 (地域に不足している社会資源（インフォーマル サービス）の開発、ネットワーク構築への支援 など) ・地域特性や特徴を活かした区・支所レベルのネ ットワークの構築、施策・事業の立案・実施（予 算化）	福祉事務所 (支援課)	「区・支所地域包括支援 センター運営協議会」の 構成員とする。 区・支所レベルの多職種 の関係機関の代表者等
		【市レベル】  V 京都市高齢者施策推進 協議会  【継続】	・区・支所レベルの地域づくり・資源開発に関す る取組支援（成功事例や先進事例の全市拡大、 取組が遅れている地域への支援など） ・全市域に共通する課題に対する市レベルのネ ットワークの構築、施策・事業の立案・実施（予 算化、計画化）	長寿福祉課	「京都市高齢者施策推進 協議会」の構成員とする。 市レベルの多職種の関係 機関の代表者等

域課題の  
発見、整理、  
分析

域福祉組織  
等との支援  
ネットワークの構築



多職種の協  
働による地  
域課題の情  
報共有、地  
域ネットワー  
ークの構築、資  
源開発



包括による  
政策提言を  
区・支所レベ  
ルで検討



区・支所レベ  
ルで政策形成



区・支所からの  
報告を受け市  
レベルで検討



市レベルで  
政策形成